

## 農山漁村男女共同参画支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 女性農業者の経営参画や社会参画を支援するため、女性の能力の活用の場の拡大、次世代の女性リーダーの育成、過重労働になりがちな出産・子育て期の女性の労働軽減等に関する支援、女性による農業の起業活動の高度化に向けた支援等を行い、女性と男性が共に社会に貢献することができる男女共同参画社会を構築し、女性にも魅力ある農村社会づくりを目指すため、予算の範囲内において農山漁村男女共同参画支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画啓発研修会 女性の社会参画の取り組みが進んでいる事例研究等、男女共同参画の意識啓発のための地域の農協、農業委員等を含めた研修会を実施する事業
- (2) 女性農業者の能力向上研修会 女性の経営参画に必要な資質向上のため、農業技術、農業経営、起業等の必要な分野に関する研修会や女性農業者が抱える法律・税務等の経営上の問題点の相談会を開催する事業
- (3) 男女が共に活躍できる地域づくり検討会 関係機関及び農業者の代表、学識経験者等によって男女が共に活動しやすい地域の実現に向けた検討会を開催する事業
- (4) その他農山漁村における男女共同参画に有用な事業

### (補助事業者)

第4条 補助事業者は、市内に事業所を有する農業協同組合とする。ただし、市税を完納していない者は、補助事業者としない。

### (補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条に掲げる事業に係る経費とする。

### (補助金額)

第6条 補助金額は、補助対象経費の4分の3以内で、市長が定める額とする。

2 前項によって得られた額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

### (交付の申請)

第7条 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 市税納付状況確認同意書（様式第1号）
- (2) 農山漁村男女共同参画支援事業実施計画書（様式第2号）

### (着手届及び完了届の免除)

第8条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

### (実績報告)

第9条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、農山漁村男女共同参画支援事業実績報告書（様式第2号）とする。

### (委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年7月5日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。